

弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな生活とより良い環境が両立する社会を構築し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対する補助金の交付について、弟子屈町補助金等交付規則（平成11年弟子屈町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステムは、次の各号に掲げる要件を全て満たすシステムとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適していること。
- (2) 低圧配電線と逆流有りで関係していること。
- (3) 電力会社と電気需給契約を締結していること。
- (4) 未使用のものであること。（建売住宅供給者等から購入する居住実績のないシステム付住宅のシステムを含む。）

(補助対象資格)

第3条 補助金の交付の対象なる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者のうち、自ら居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）にシステムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住する町内のシステム付住宅を購入する者
- (2) 町税を完納している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1kW当たり3万円に、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の値（出力の単位は、kWとし、その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。ただし、最大5kWとする。）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事の着手前に、別記様式第1号による補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池等の仕様書
- (2) システム設置に関する見積書又は契約書の写し
- (3) 住宅の位置図
- (4) システム設置前の現況カラー写真
- (5) 住民票（公簿等によって確認することができるときは、省略させることができるものとする。）
- (6) 納税証明書（公簿等によって確認することができるときは、省略させることができるものとする。）
- (7) その他、町長が必要と認める書類等

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 町長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を申請者に指令書を通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 申請者は、交付決定の内容を変更又は中止したときは、別記様式第2号による計画変更等届出書を町長に提出しなければならない。

(設置完了報告書の提出)

第9条 補助事業者は、システムの設置完了日又は対象システムの設置された建売住宅の引渡し完了した日から30日以内又は第5条の規定による申請をした日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、別記様式第3号による設置完了報告書に、次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) システム設置に係る購入先の領収書の写し
- (2) 電力会社との電気需給契約書の写し
- (3) システム設置後の状況カラー写真
- (4) その他、町長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の設置完了報告書の提出を受けた場合においては、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、通知するものとする。ただし、交付決定した額と同額の場合は、省略することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の額が確定した後、別記様式第4号による請求書を提出するものとする。

(手続代行者)

第11条 申請者は、第5条の補助金交付申請書、第8条の計画変更等届出書及び第9条の設置完了報告書について、システムを販売する者又はシステムを設置する住宅を供給する者(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項に規定する手続きの代行を実施するときは、別記様式第5号による委任状を町長に提出してしなければならない。

3 手続代行者は、本手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び弟子屈町個人情報保護条例(平成13年弟子屈町条例第24号)に従って取り扱うものとする。

4 町長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(交付の取消し等)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他不正の行為があったと町長が認めるとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

申請受付番号

—

別記様式第1号(第5条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者

住所	〒088— 弟子屈町
ふりがな	
氏名	印
電話	—

弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条に基づき、下記のおり補助金の交付を申請します。

設置予定場所	弟子屈町		
工 期	着工予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
太陽電池最大出力値 (小数点以下2位未満四捨五入)	(1) ※最大5kW	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/>	kW
補助金交付申請額 (千円未満切捨て)	(1)×3万円	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円
設置区分	<input type="checkbox"/> 既存住宅に設置 <input type="checkbox"/> 新築住宅に設置 <input type="checkbox"/> システム付住宅の購入(購入予定:平成 年 月 日)		
添付書類	(1) 太陽電池等の仕様書 (2) システム設置に関する見積書又は契約書の写し (3) 住宅の位置図 (4) システム設置前の現況カラー写真 (5) 住民票(住民登録の確認等に同意する場合は省略できます。) (6) 納税証明書(納税状況の確認等に同意する場合は省略できます。) (7) その他、町長が必要と認める書類等		
私は、本補助金交付申請に係る住民登録及び納税状況の確認等に関して、同意します。		年 月 日	
住所 弟子屈町			
氏名		印	
		※受付印	

申請受付番号

—

別記様式第2号(第8条関係)

計画変更等届出書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者

住 所	〒088—
	弟子屈町
氏 名	

弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、設置計画の変更・中止を届け出ます。

交付決定番号	弟子屈町指令第 号	
変更等の内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
	【変更前】	【変更後】
変更・中止の理由		
添付書類	・ 変更の内容が確認できる書類等	

※受付印

別記様式第3号(第9条関係)

設置完了報告書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者

住所	〒088- 弟子屈町
氏名	

システムの設置を完了しましたので、弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

交付決定番号	弟子屈町指令第 号
システム設置場所	弟子屈町
システム設置完了日	年 月 日
太陽電池最大出力値 (小数点以下2位未満四捨五入)	(1) ※最大5kW <input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW
補助金交付申請額 (千円未満切捨て)	(1) × 3万円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 000 円
添付書類	(1) システム設置に係る購入先の領収書 (2) システム設置箇所の状況カラー写真 (3) 電力会社との電気需給契約書の写し (4) その他、町長が必要と認める書類等

※受付印

申請受付番号

—

別記様式第4号(第10条関係)

請 求 書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者

住 所	〒088—
	弟子屈町
氏 名	印

年 月 日付弟子屈町指令第 号により交付の決定を受けた弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

補助金請求金額	十 万	万	千	百	十	円
				,0	0	0

□補助金振込先

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通(総合)	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
ふりがな	※名義人は、申請者と一致 ※ふりがなは、金融機関への届出と一致			
名義人				

※受付印

別記様式第5号(第11条関係)

委 任 状

年 月 日

委任者

住 所	〒088-
	弟子屈町
氏 名	印

弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、申請等の手続きについて、下記の者を代理人と定め委任します。

記

1. 委任事項

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 本補助金交付に関する一切の手続き
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請に関する手続き(第5条関係)
<input type="checkbox"/> 設置計画の変更・中止届出に関する手続き(第8条関係)
<input type="checkbox"/> 設置の完了報告に関する手続き(第9条関係)
<input type="checkbox"/> 補助金交付請求に関する手続き(第10条関係)
<input type="checkbox"/> その他() |
|--|

2. 受任者 (システムを設置・販売する者 システム付住宅を供給する者)

事業所の所在地	〒	
事業所	名 称	
	代表者名	
担当者	氏 名	
	所 属	
連絡先(電話)		

※受付印